事業名	【継続・人口減少対策】 保育料軽減事業（国基準からの軽減）

当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
4,835万8					4,835万8

事業期間		総事業費	

【事業目的・概要】

国が定める保育料の基準額からその一部を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。

【消費税増税分を財源とした幼児教育・保育の無償化に伴う変更点】

令和元年１０月から国の幼児教育・保育の無償化に伴い、３歳児～５歳児及び０歳児～２歳児の市民税非課税世帯（表の黄色部分）については国制度により無償化となり、当該事業に係る市の財政負担は軽減されます。

○教育標準時間認定（3歳児～5歳児）　（単位：円／月額）

国階層	市階層	階層区分		国基準	市	軽減額
第1	1	①生活保護世帯		0	0	0
第2	2	②市民税非課税世帯 （市民税所得割非課税世帯含む）	ひとり親等世帯	0	0	0
			一般世帯	0	0	0
第3	3	③所得割課税額 77,100円以下	ひとり親等世帯	0	0	0
			一般世帯	0	0	0
第4	4	④所得割課税額 169,000円未満		0	0	0
	5	⑤所得割課税額 211,200円以下			0	0
第5	6	⑥所得割課税額 211,201円以上		0	0	0

○保育認定（0歳児～5歳児）　（単位：円／月額）

国階層	市階層	階層区分		3歳以上児 保育標準時間 国基準	市	軽減額	3歳以上児 保育短時間 国基準	市	軽減額	3歳未満児 保育標準時間 国基準	市	軽減額	3歳未満児 保育短時間 国基準	市	軽減額
第1	A	①生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	B	②市民税非課税世帯	ひとり親等世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			一般世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	C	③所得割課税額 48,600円未満	ひとり親等世帯	0	0	0	0	0	0	9,000	8,500	500	9,000	8,400	600
			一般世帯	0	0	0	0	0	0	19,500	18,000	1,500	19,300	17,800	1,500
第4	D0	④所得割課税額 57,700円未満	ひとり親等世帯	0	0	0	0	0	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
			一般世帯	0	0	0	0	0	0	30,000	22,000	8,000	29,600	21,800	7,800
	D1	⑤所得割課税額 77,101円未満	ひとり親等世帯	0	0	0	0	0	0	9,000	9,000	0	9,000	9,000	0
			一般世帯	0	0	0	0	0	0	30,000	22,000	8,000	29,600	21,800	7,800
	D2	⑥所得割課税額 97,000円未満		0	0	0	0	0	0	30,000	25,000	5,000	29,600	24,600	5,000
第5	D3	⑦所得割課税額 169,000円未満		0	0	0	0	0	0	44,500	35,000	9,500	43,900	34,600	9,300
第6	D4	⑧所得割課税額 301,000円未満		0	0	0	0	0	0	61,000	40,000	21,000	60,100	39,400	20,700
第7	D5	⑨所得割課税額 397,000円未満		0	0	0	0	0	0	80,000	40,000	40,000	78,800	39,400	39,400
第8	D6	⑩所得割課税額 397,000円以上		0	0	0	0	0	0	104,000	50,000	54,000	102,400	49,200	53,200

科目	11 款	1 項	1 目	目名称	民生費負担金（歳入の減）	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定

事業名	【継続・人口減少対策】 すこやか子育て支援事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
6,898万8			6,890万0		8万8
事業期間	平成１８年度～ （複数年度事業）			総事業費	

【事業目的】 多子世帯の保育所、幼稚園、認定こども園入所児に係る保育料を軽減することにより、児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。

【事業概要】 令和元年１０月から国の幼児教育・保育の無償化に合わせて、これまでの「所得制限（市民税所得割課税額　169,000円未満の世帯）」及び「年齢制限（小学生以下の児童）」を撤廃し、当該事業を拡充することにより、第２子以降の無償化を完全実施するものです。

これにより免除対象を、「複数の児童を扶養し、第２子以降で保育所、幼稚園、認定こども園に入所している児童に係る保育料」とするものです。

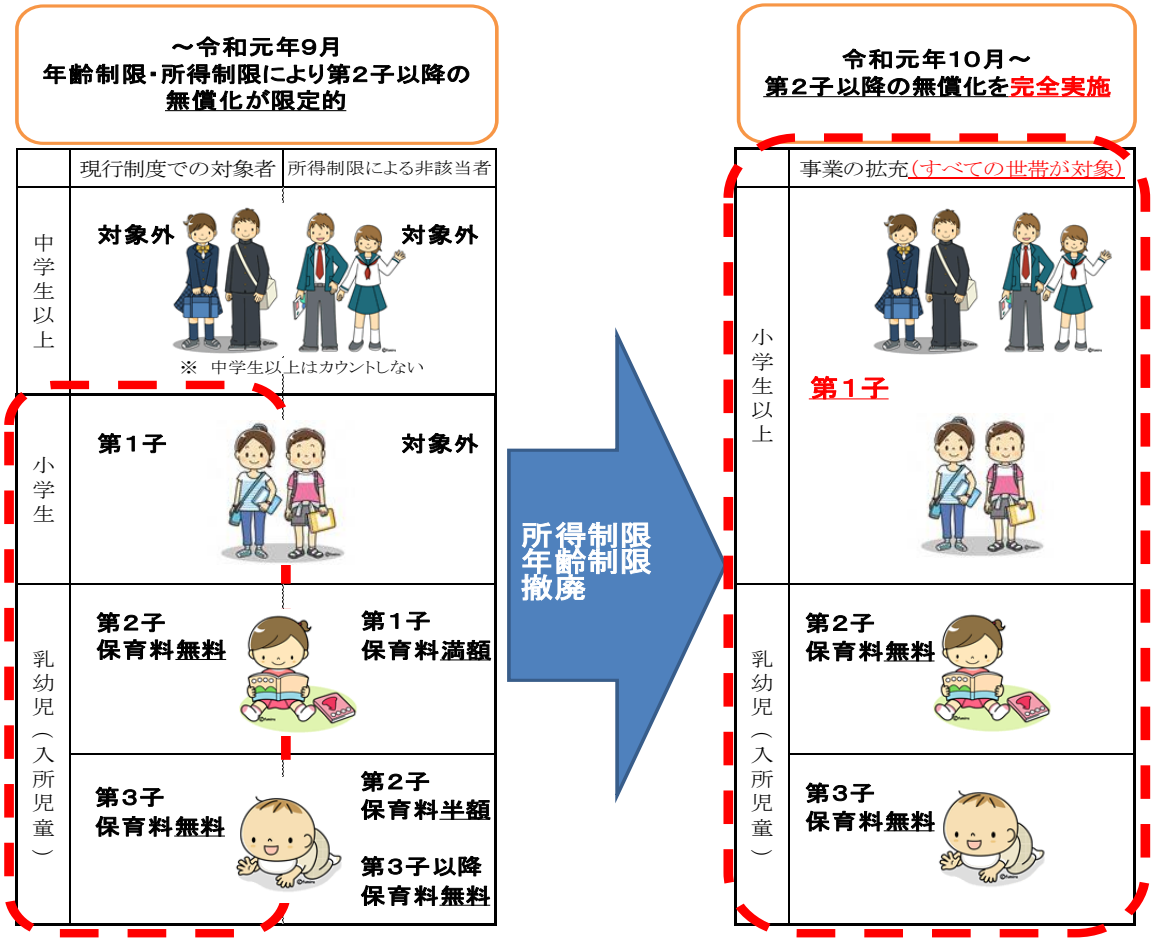

科目	11 款	1 項	1 目	目名称	民生費負担金（歳入の減）	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ	引き続き実施予定